

都の錦作片仮名本『内侍所』筆蹟考

著者	山本 卓
雑誌名	國文學
巻	91
ページ	201-211
発行年	2007-03-01
URL	http://hdl.handle.net/10112/1256

都の錦作片仮名本『内侍所』筆蹟考

山本 卓

西鶴没後の浮世草子界において、「異色ある作者として逸することは出来ない」（野間光辰氏）と評される都の錦には、赤穂義士小説『内侍所』（実録体小説）の作もある。架蔵の片仮名本『内侍所』は都の錦の識語（奥書）を有する。この片仮名本書写者を都の錦自身と考証し、更に作品の文学的な意義を論じた稿を『近世文藝』（日本近世文学会）に投じたところ、編集委員会からは筆蹟考証の部分に意を尽くさぬところがあるとして、更に詳説する必要を指摘された。そこで、紙幅の都合もあり、同誌には作品論の部分に絞って再提出し、考証部分は増補改稿して本誌に掲載することとなった。右の経緯により、本稿は『近世文藝』八十五号掲載の拙稿「都の錦作片仮名本『内侍所』論」の考証編に相当するものとなる。

本写本の形態・書誌事項を略記する。

- ・半紙本、仁義礼智の四卷四冊、紺色表紙（無地）、写本
- ・料紙 楮紙（薄様ではなく通常の紙厚）
- ・題簽「赤穂精義内侍所 仁（義・礼・智は剥落）」（後補の題簽）外題も後補の筆
- ・内題（各巻の目録題）「内侍所 仁之卷（義・礼・智）」
- ・尾題「内侍所仁之卷（義・礼）（智の巻は尾題なし）」
- ・序末に「甲申秋九月二日／筑前後学／貝原篤信書」
- ・題末に「皆元禄十六禩歳舍癸未壘愈二浣／行脚道人／二千風円喜居士於東武深川之旅館書」
- ・丁数 仁之卷四十三丁、義之卷四十七丁、礼之卷四十六丁、智之卷三十丁半（ウラ表紙見返し含む）

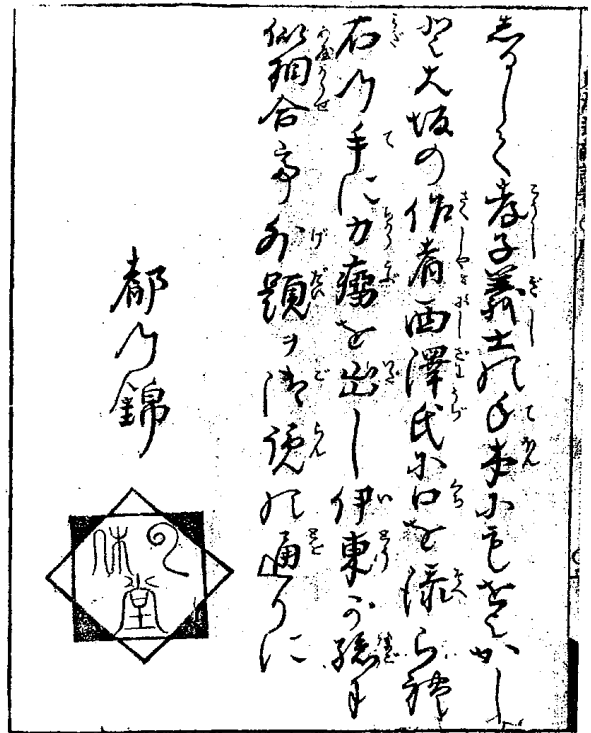
判断している（前掲の表参照。以下、略して記述する）。本文中に引かれる文書類は図3で「b・う・甲」、智之巻後半の本文は図4「c・え・甲」と図5「c・お・甲」、巻末識語は図6「仮にd・え・甲」となる。先に掲げた表のように、本写本は、墨色・筆の種類も一様ではなく、多様な手になる。そして、本文中には、二行程度、歌・落首のための空欄がありながら、その歌・落首そのものは欠落している部分もある（たとえばの智3才・智6ウ）。

では、その筆蹟の吟味を進めていく。識語によれば、享保五年に美作国英多郡土居邑で本写本は作成され、識語の署名は「円喜如流光風」となっている。円喜・光風は都の錦の別名である。するとこの写本は、都の錦自筆の可能性をまず仮想してよい。ところが先にも述べたように、これまで都の錦自筆とされてきた資料は行書あるいは草書の漢字と平仮名まじり文で、本書のような漢字（楷書）片仮名交じり文は知られていない。漢字（楷書）片仮名まじり文の筆遣いは、行書草書の漢字と平仮名まじり文のものとは根本的に筆意が相違する。ゆえに、本文の直接的な検証は不能となる。

そこで、本書のうち行書草書の漢字と平仮名交じりの部分に

図3

四十七人里々寛
源實子常寛の月筆之書細川中
 御本御傳傳の古傳其子々々
 元年二月内函成 侍奉河内池之入言良歌
 合意趣意自於成中尚在旅道成言良歌
 不存内常場所御不潤以至極切腹衣御願比
 亦移城言三依成家頼吉建界合存清上使行如
 城御力之常言可通難取は依在宿願之節御願
 行押自之可存之可所以成封自之御願
 御念之依自願言非思は依在旅道成言良歌
 御願之為依自授背懐は依願之御願
 御言去可載之依旅道成言良歌
 推名依旅道成言良歌
 死後若實合之御願言良歌
源實子常寛の月筆之書細川中
 御本御傳傳の古傳其子々々
 元禄十五年三月廿日 家頼平七人



『元禄曾我物語』序

う。しかしながら、その「乃」の使用がないからといって、都の錦自筆を否定する根拠とはなり得ないことはまず確認してよ
いだろう。

中嶋隆氏『都の錦集』（叢書江戸文庫6）国書刊行会・一九八九。以下、『都の錦集』とする）は、所収作品の自序を影印で掲げておられ、都の錦筆蹟を概観するのに都合がよい。同書に従い都の錦筆蹟を確認する。『元禄曾我物語』の序2ウ（『都の錦集』七頁左）二・三行目の大きく左に傾いた「を」、さらに、序2ウ著者署名部分「都」と「錦」のハネ、序2オ（七頁右）七行目「あはれ」の「礼」のハネなどに注意したい。『元禄太平記』

の序1ウ二行目（『都の錦集』八十二頁）、序2オ二行目（八十三頁）、序2ウ二行目の「の」と、図8『女訓徒然草』（大阪女子大学蔵本）自序1オ三行目と1ウ一行目の「の」を特に確認しておく。『沖津白波』では、序2ウ二行目（『都の錦集』一七九頁）の扁平な「ん」、序1オ六行目・2オ一行目の「を」や、序1ウ最終行の「産」・「欲」・「皮」や署名部の「錦」など都の錦一流の気取ったハライやハネの癖に留意したい。都の錦は妙などところでやや大袈裟なハネをする。これらはいずれも元禄期版本の自序であるが、一方で、正徳二年刊『当世智恵鑑』自序（『都の錦集』二五〇頁）のように、時代は下るものの全般的にかなり筆蹟の印象の異なるものもある。また、都の錦自筆写本『武道種寢覚』（大阪府立中之島図書館蔵）図9右図（本文2ウ）では、一行目・三行目以下に散見する「内」、三行目「ん」などを、左図（本文17オ）では三行目・九行目などの「ん」、七・九行目の「内」、三行目・六行目などに頻出する「を」を都の錦の特徴として確認しておく。

三

これらの都の錦の書き癖を踏まえ、次に本『内侍所』の筆蹟

を検討する。図2に引用した歌・句は漢字（行書）と平仮名交じりである。①の落首第四句の「内」、①の落首初句・②の歌第四句の「の」、②の歌第五句・③の句に類出する「ん」、②の歌第三句・第四句の「を」、図3二行目・七行目の「内」などに都の錦独特の筆蹟が認められよう。さらに五行目・六行目「城」、十行目（左半葉の一行目）「戴」、同行の「今」「宅」、次の行の「亡」などのハネ・ハライが特徴的である。一例したばかりであるが、このような例は枚挙に遑がない。従って、筆蹟b、およびb'とした箇所は都の錦の自筆としてよい。

図4・5に掲げた智の巻後半の本文（筆蹟c）は一見本文とは別筆に見えるが、図4二行目などに類出する「内」、図5二行目の「の」、三行目「内」などの特徴から都の錦自筆である蓋然性は相当に高いと認められる。図6の識語も署名の「流」や「光」に、都の錦一流の特徴的なハネが認められる。

更に識語記載の情報に留意したい。まずこの当時の刊本において都の錦その人が名乗る号を確認しておく。野間氏が都の錦作と推定された正徳二年刊『当世智恵鑑』の自序では「往海子述」と署名する。林望氏ご紹介^(注1)の「喜席軒自省著述本」と仮題される『好色堪忍ぶくろ』の改題本が正徳三年以降に刊行された^(注2)。同書序末の署名は「喜席軒自省述作」である。今

問題としている享保五年よりは下るが、享保六年十一月には、「鉄の舟」（都の錦の別名）自序・編と明示された『俳諧いかりつな』（初印元禄十六年）が、再刊された^(注3)。また、藤原英城氏「その後の都の錦」（隔月刊『文学』三巻三号・岩波書店・二〇〇二）は享保七年刊『薄紅葉』を都の錦作と考証され、同書跋文は都の錦自筆と推定されている。その署名は享保六年のもので、「水に住鶯転之 印（垂竜斎 畝鶯吟）（印文の読みは藤原氏）」と落款する。刊行は更に下るが、享保十一年刊『三千風形見草』は、巻末に「正徳集仲春 回国堂桑門三千風誌」と刻され、内容からも正徳五年頃回国堂三千風の作なるを知るばかりである。この回国堂三千風は、岡本勝氏「三千風と都の錦」（『近世俳壇新致』昭和六十三・桜楓社）によりはじめて都の錦の別号と推定されたのであるが、正徳・享保の当時にあつては、三千風と都の都の号は、直接にはつながらなかつたことであらう。

すなわち、「円喜如流光風」という片仮名本『内侍所』識語の署名は、当時他には知られていないのである。ただし「円喜」号ならば、『内侍所』の序文にも二千風円喜と見えるばかりである。「光風」の号は元禄期に遡らねばならない。元禄十五年八月刊『女訓徒然草』は序末に鉄舟加筆と署名し、内題下に「宍

戸与一藤原光風女^紫解」と記す。しかしこの記述を以てしても、円喜と光風が同一人として直接には繋がらない。当時としては、それぞれ自立的に署名された円喜と光風が、本片仮名本識語では都の錦その人の名乗りとして現在の研究から見れば、正しく表記されているのである。

更に、本書識語や本文の筆蹟が、広く知られる都の錦作の刊本の書体でないこともむしろ不審である。偽書・贋作なら当然ながら一般にも知られた署名・筆蹟にするだろう。これらの点から逆説的にも、本書は都の錦に仮託する偽書とは考えがたいのである。

中嶋隆氏『都の錦集』解題の年譜には正徳四年の項の後に「これ以降の都の錦の消息は未詳である」とされた。藤原氏は前掲稿において、享保六年以降の都の錦の消息を推定されたものの、享保五年以前については、正徳四・五年ごろに美作土居に滞在した回国堂三千風が実は都の錦なのではないかとの先述の岡本勝氏の仮説が備わるのみである。この頃の都の錦の消息は、近時の近世文学研究界においても把握されていなかったのである。ところが、本識語に見える享保五年に円喜・光風が美作土居に実在するとの記述により、ここに岡本氏の仮説は裏付けられたのである(拙稿「舌耕者都の錦」『西鶴と浮世草子研究』

第一号・笠間書院)。このように、この識語の記事は、当時もまた近時の研究界にも知られていない情報を含んでいる。本人にしか知りえない事実なのである。従って、これらの事実をも勘案して先述の筆蹟問題とを総合するならば、図6の識語は、都の錦自筆としてよいものと判断されるのである。

次に、識語の文字を吟味する。図6三行目の「滞」や署名の「流」のさんずい偏の言偏に見紛うばかりの書き癖、さらに一行目「書」、二行目「葉」・「望」、三行目「英」などの横画の強い覆勢、署名の「流」や「光」の極端なハネなどの特徴に注目したい。すると、図1に掲載した本書の序文や本文の漢字片仮名交じり文にも、言偏に見紛うさんずい偏や横画の癖のある覆勢、また極端なハネ・ハライなどの特徴が認められ、甚だ近似しているのである。なお、言偏のようなさんずい偏については、都の錦自筆『武道種寝覚』(前掲図8左図)17才四行目「淡」などにも既にその徴候が認められるのである。

翻って仮に、片仮名本文部分を都の錦の筆蹟ではないとする と、一体どのような書写過程が考えられるであろう。落首・歌句や文書・書簡類を書き込むため空欄を設けつつ本文を別人に写させ、その後、都の錦本人がこれらを追加的に埋めて、最後

に識語を記したのか。何とも手の込んだ作業である。一体どのような理由・事情でそのような手数をかけるのか、少々腑に落ちない。

また、本書は楮紙で通常の紙厚であり、透写は困難と考えられる。連綿部の流れもスムーズで、楷書部分は当然一字ごとに独立するが、横画の伏勢をはじめとして筆に勢いが看取されるのである。従って、模写とは判断しがたい。これらを傍証として加えて、本書の過半を占める本文の漢字片仮名部分も都の錦の自筆であろうと推察するのである。

四

縷述したところを要約すると、筆蹟bと分類した落首や歌・句、かな書簡、bと分類した文書類、仮にdとした識語は都の錦自筆と考える。さらには、図4・図5智之巻後半部もまず自筆と史料してよいものとする。図1漢字(楷書)片仮名の序文、及び本文も都の錦自筆である蓋然性は相当に高いと判断している(注4)。従って、本『内侍所』は、都の錦自筆片仮名本としてよいと考えられる。

今日まで広範に伝存する実録(体小説)の多くは近世後期の書写にかかる。『内侍所』の伝本も一定程度の数は存在するが、写年を明記するものは少なく、写年を記す場合もかなり时期的に下るものが多い。そのなかにあつて、本書はその書写年が享保五年と明記され、しかも年代的に古いという点でまず貴重である。また、流布の『内侍所』は平仮名本であるのに対して、本書は片仮名本であり古態を残す(注5)。更には、都の錦自筆としての価値が加えられるのである。すると、元禄期に数多く出版された都の錦の浮世草子類の本文版下の筆蹟や『捨小舟』(枕崎市寄託)の筆蹟も再検討が要請されることとなるだろう。

本書の位置づけや意味についての詳論は、先述の事情で別稿「都の錦作片仮名本『内侍所』論」(『近世文藝』八十五号)に譲ることとなった。併せてご覧いただければ幸いである。

注

- 1 「喜席軒自省・夏目柳糸堂都の錦」(『都の錦集』月報・国書刊行会・平成元)
- 2 中嶋隆氏『初期浮世草子の展開』(若草書房・一九九六)
- 3 披見した享保六年再版本『俳諧いかりつな』は序文を欠き、もちろん「鉄の舟」との署名はない。

4 片仮名の本文以外に、わざわざ筆や墨を変えて、別書体（歌・句・文書など）を用いることには、かなりの手数を要そう。このような別書体の使用は、引用文献の現物に基づくとこの姿勢を標榜するためやも知れないが、とまれ都の錦には多様は書体を駆使しうる書道上の力量が認められる。

5 片仮名本が平仮名本に先行することなどは、先述の別稿に述べた。

〔付記〕 本稿をなすにあたり、若木太一先生・書道研究結社博古社松村博峰代表・枕崎市教育委員会前村真次氏より、懇切なるご高教・ご高配にあずかりました。ここに記して、篤く御礼申し上げます。

併せて、掲載許可を賜りました大阪府立中之島図書館・大阪女子大学附属図書館に謝意を表します。

（やまもと たかし／本学教授）